平成２１年（フ）第５９９１号
大阪府枚方市東中振２丁目11番12―204号
破産者　株式会社綜合防災消設
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２１６号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目７番７号セントアミール南久宝寺905号
破産者　株式会社アイワトレーディング
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第４８８号
兵庫県伊丹市中野西３丁目23番地
破産者　株式会社シモエ工務店
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６６７号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目６番６号503号室
破産者　株式会社キースシステム
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９５号
奈良市高天町30番地
破産者　株式会社奈良交易
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第７６９号
岡山県倉敷市児島駅前１丁目100番地の１
破産者　鷲羽観光株式会社
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３２号
徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の東13番地の９
破産者　有限会社プロックス
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１２３号
福岡県八女市祈祷院117番地の２
破産者　有限会社ワタヤス急送
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１０１号
熊本県熊本市清水万石４丁目12番61号
破産者　有限会社ユウキ運輸
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２号
北海道川上郡弟子屈町桜丘１丁目２番10号
破産者　有限会社弟子屈ボーリング
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第５３４号
東京都町田市矢部町2578番地１、破産手続開始決定時の住所東京都町田市小山町98番地２
破産者　山下　　博
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５３５号
東京都町田市矢部町2578番地１、破産手続開始決定時の住所東京都町田市小山町98番地２
破産者　山下　絹江
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２５９号
新潟県長岡市福島町2517番地２、破産手続開始決定時の住所新潟県長岡市福島町402番地
破産者　竹見　英之
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
岐阜県各務原市那加土山町２丁目73番地
破産者　澤田　　修
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４２７号
静岡県浜松市中区伝馬町310番地の６
破産者　有限会社キングトラベル
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
三重県鈴鹿市深溝町2877番地
破産者　奥田パネル工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第８１号
徳島県美馬市美馬町字喜来市３番地の１
破産者　和光フレッシュ株式会社
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２０年（フ）第１０９９号
熊本県人吉市矢黒町2119番地１
破産者　有限会社興研
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１２９７号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字白川319番地３
破産者　株式会社蘇南建設
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６８８号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字上谷地244番地の１
破産者　有限会社オート流通センター
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
埼玉県越谷市千間台西５丁目22番地４　さつきハイツＢ203号
破産者　吉田いく子（旧姓倉持）
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
三重県亀山市みずほ台１番地116
破産者　櫻井　寛二
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係